

（仮称）三次市糸井太陽光発電事業 環境影響評価方法書

補足説明資料

令和7年4月

パシフィコ・エナジー富士三次合同会社

太陽電池部会 補足説明資料 目次

1.	温室効果ガスに係る記載について【方法書 P3】	4
2.	対象事業実施区域について【方法書 P4】	5
3.	対象事業実施区域及び周囲の写真の撮影時期について【方法書 P8～9】	6
4.	系統用蓄電池に関する記載について【方法書 P12】	7
5-1.	排水計画について【方法書 P14】	8
5-2.	排水計画について【方法書 P14】	8
6.	雨水排水施設等計画図について【方法書 P15、17～18】	10
7.	光化学オキシダントの測定結果に係る誤記について【方法書 P23】	11
8.	ダイオキシン類調査地点について【方法書 P24】	12
9.	動物の重要な種について【方法書 P45 ほか】	13
10.	現存植生図に係る記載について【方法書 P55】	14
11.	植物の重要な種及び重要な植物群落等の分布について【方法書 P60～63】	16
12-1.	農業用ため池について【方法書 P96～97】	17
12-2.	農業用ため池について【方法書 P96～97】	17
13.	パワーコンディショナーからの最寄りの住居について【方法書 P107】	19
14.	重要な地形及び地質の環境影響評価項目の選定について【方法書 P243】	20
15-1.	水質調査地点について【方法書 P263～264】	21
15-2.	水質調査地点について【方法書 P263～264】	21
16.	過去の斜面崩壊等の有無について【方法書 P266】	24
17.	希少猛禽類調査地点の地上視野について【方法書 P281】	25
18.	魚類・底生動物調査地点について【方法書 P283】	26
19.	魚類調査に係る環境 DNA 調査について【方法書 P283～284】	27
20.	植生調査時期について【方法書 P287】	28
21.	植生調査方法の記載について【方法書 P287】	29
22.	植生調査地点について【方法書 P289】	30
23.	餌資源量調査結果の示し方について【方法書 P292】	31
24.	生態系典型性注目種の予測について【方法書 P292】	32
25.	景観調査地点について【方法書 P301】	33
26-1.	クラブハウスの撤去について【方法書 P305】	34
26-2.	クラブハウスの撤去について【方法書 P305】	34
27.	自然共生事例について【方法書概要説明資料 P13】	35

別添資料一覧

別添資料 1_対象事業実施区域及びその周囲の水の流れ

別添資料 2_伐採計画図

1. 温室効果ガスに係る記載について【方法書 P3】

「2.1 対象事業の目的」の最後の文章において、「年間約 8.4 万トン程度の温室効果ガスの排出削減効果」としてありますが、削減量を定量的に示すのであれば“二酸化炭素”の排出削減効果とするのが適切です。また、推定する際に仮定した設備利用率も記載して下さい。計画の熟度が増す準備書においては、既存電力の代替に伴う CO2 排出削減量だけではなく、樹木伐採に起因する CO2 吸収量の年間減少量や建設機械の稼働（燃料消費）に伴う CO2 排出量なども評価して下さい。その場合、2.2 節において「温室効果ガス（二酸化炭素）の削減量」として評価するのが分かりやすいかもしてません。ご検討下さい。

「2.1 対象事業の目的」について、ご指摘のとおり、「二酸化炭素の排出削減効果」とすることが適切ですので、準備書において、修正いたします。

また、準備書においては、推定に用いた設備利用率を記載するとともに、樹木伐採に起因する CO2 吸収量の年間減少量や建設機械の稼働（燃料消費）に伴う CO2 排出量についても記載を検討いたします。

2. 対象事業実施区域について【方法書 P4】

対象事業実施区域は旧ゴルフ場の敷地範囲内でしょうか。

対象事業実施区域は、旧ゴルフ場の敷地境界となります。

3. 対象事業実施区域及び周囲の写真の撮影時期について【方法書 P8～9】

各写真の撮影時期はいつでしょうか。

全ての写真は令和 6 年 5 月 29 日～5 月 31 日の撮影です。準備書で撮影時期を記載します。

4. 系統用蓄電池に関する記載について【方法書 P12】

「（２）変電施設」の４行目に「なお、系統用蓄電池については、……」の一文がありますが、意味がわかり難いので文章を見直して下さい。

ご指摘の箇所について、下記のとおり見直しました。

なお、2050年カーボンニュートラルの達成に向けては、再生可能エネルギーの導入を一層加速させる必要があります。しかし、太陽光発電は天候や時間帯の影響を受け、発電量が大きく変動するため、大規模な導入が進むと電力系統の安定性に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、発電量の調整を適切に行い、本発電所のポテンシャルを最大限に引き出すことを目的として、将来的に本事業地に系統用蓄電池を追加設置する可能性があります。

5-1. 排水計画について【方法書 P14】

対象事業実施区域から区域外への水の流れの現状と事業に伴う変更内容を御教示下さい。

現状（ゴルフ場）と土地利用転換後（太陽光発電所）の対象事業区域から区域外への水の流と変更方針は以下のとおりです（別添資料 1 参照）。

【流域】現状は 3 つの流域に分かれて流れていますが、土地利用転換後においても現在の流域を尊重し流域の変更は行わない方針です。

【降雨時の地表水】現状は地表面及び雨水集水桝と雨水排水管渠（地中埋設管）から池等を通して前述の 3 つの流域に分かれて下流水路等に排水されるケースと上述のルートを経ず直接下流水路等に排水されるケースがございますが、土地利用転換後においても現状を踏襲する方針です。

【地表面の種別】現状は主に芝生等による草地環境が形成されています。土地利用転換後は工事等により芝生等が損傷した箇所等を中心にパネル下を含め種子吹付等により草地環境を形成する方針です。

【土工】土地利用転換後では、流域ごとに沈砂桝の設置を計画しておりますが、これに伴い掘削土砂が生じます。これを外部環境に負荷をかけないように対象事業区域内に盛土して収斂させる方針です（別添資料 1 参照）。

【樹木】土地利用転換後では、ゴルフ場の設計時にコースデザイン上計画された修景木等は電気設備の安全管理や維持管理上伐・採伐根する方針です。なお、地域計画対象民有林の伐採は、5,000m²を超えない範囲とし、重要な種、群落、巨木等はその生育環境を含めて存続させる方針です。

5-2. 排水計画について【方法書 P14】

事業に伴う新たな濁水発生源の流末には調整池や沈砂池が配置されているとの理解でよろしいでしょうか。また、対象事業実施区域から水が流れ込む河川（水路）は人工的な排水路のような状況でしょうか。別添資料 1 の沈砂桝の凡例は黄色塗りつぶしでは？

濁水が発生すると予想される流域の下流部には沈砂桝を新たに設置する計画です。調整池やため池（沈砂機能を有している）は流末部に立地しており、現状のまま存続させる計画です。

事業実施区域から流れ込む河川、水路は自然状態の河川と人工的な水路があります。人工水路

別添資料 1 の沈砂柵は外枠を紺色の線で囲い中を黄色で塗りつぶしていますので、図面と凡例が対応するよう訂正いたします。

6. 雨水排水施設等計画図について【方法書 P15、17～18】

【A顧問】

本図から対象事業実施区域内および区域外への排水経路が明確に判読できません。例えば、各調整地および各沈砂槽の集水域および集水域内の排水経路は、どのようになっているのでしょうか？また、各調整地および各沈砂槽から区域外（河川等）への排水経路は、どのように理解すればよいのでしょうか？

【B顧問】

色使いの関係なのか、凡例にある排水ルートや流下方向の図や記号が図面内で確認できません。また、図中にある黒い線と黒い●印が連なった図が何を表しているのか分かりません。更に、工事中の図と完成後の図の違いが何処にあるのかが分かりませんでした。

対象事業実施区域内の水の流れが分かるように表示方法を工夫すると共に鮮明な図面を用いるようにして下さい。特に、対象事業実施区域から公共河川（あるいはため池？）へとつながる沢や河川や水路があればそれらを分かりやすく示して下さい。

造成工事をする場所や新たに排水施設を構築する箇所があれば図面や文章で分かりやすく記載して下さい。

対象事業実施区域から区域外への現状の水の流れは別添資料 1 に示すとおりです。

また、図 2.2-6 の黒い線は暗渠の排水管を、黒い●印は排水系統の地表部を示しています。

なお、図 2.2-6(1)の工事中と図 2.2-6(2)の完成後については、排水には既存の排水系統を使用するため大きな変化はありません。

本事業ではゴルフ場跡地のかつてのフェアウェイに対して、太陽電池等（パネル等）を地なりに配置する計画です。大規模な造成等はなく、直接的な改変は、沈砂槽の設置に伴う掘削土及びこれを処分のための盛土が生じる程度を想定しています。

この造成工事を実施する部分は完成後の図中に「造成エリア」として表示しております。また、新たに排水施設を構築する箇所は「沈砂槽」部分となります。

7. 光化学オキシダントの測定結果に係る誤記について【方法書 P23】

表 3.1.1-4 (3) の左から 3 列目「昼間注 2) の日最高 1 時間地の平均値」→「昼間注 2) の日最高 1 時間値の平均値」

失礼いたしました。下記のとおり、訂正いたします。

表 3.1.1-4 (3) 大気質（光化学オキシダント）の測定結果（令和 4 年度）

区分	測定局	光化学オキシダント						
		昼間 ^{注 2)} の日最高 1 時間 値 の平均値	昼間の 1 時間値の最高値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数及び時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた日数と時間数		環境基準達成状況 ^{注 1)}
		(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	
一般環境 大気測定局	三次市 十日市町	0.028	0.090	42	268	0	0	×
環境基準 昼間の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。								

注 1) 表中の「環境基準達成状況」の欄は、○：達成 ×：非達成 を示す。

注 2) 昼間とは 5 時～20 時を示す。

出典：「令和 5 年度広島県環境データ集」（令和 6 年 8 月閲覧、広島県 website、<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/envdata05.html>）

8. ダイオキシン類調査地点について【方法書 P24】

表 3.1.1-5 : 25 ページの図 3.1.1-3 によればダイオキシン類調査地点は三次林業技術センターではありあせんか？

ご指摘のとおり、表 3.1.1-5 の調査地点の記載に誤りがございました。下記のとおり、訂正いたします。

表 3.1.1-5 ダイオキシン類（大気）の調査結果（令和 4 年度）

調査主体	調査地点	所在地	ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)			
			夏季	冬季	年間平均値	環境基準 達成状況 注 1)
広島県	三次林業技術センター	三次市十日市町 168-1	0.0044	0.0045	0.0045	○

環境基準：年間平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。

注 1) 表中の「環境基準達成状況」の欄は、○：達成 ×：非達成 を示す。

出典：「令和 4 年度ダイオキシン類環境汚染状況調査結果」（令和 6 年 8 月閲覧、広島県 website、
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/g-g3-osenkekka-r03-kekka-04.html>）

9. 動物の重要な種について【方法書 P45 ほか】

「レッドデータブックひろしま 2021」に「貝類（陸産）」の記載がありますので、影響評価の対象とする必要があるのではないのでしょうか。

「レッドデータブックひろしま 2021」の貝類（陸産）につきましては、該当種の産地情報のうち、対象事業実施区域（三次市糸井町、廻神町、大田幸町）は含まれておりませんので対象としておりません。また、陸産貝類の重要種の多くは石灰岩地形に生息する種ですが、対象事業実施区域には石灰岩地形はありません。三次市の産地情報がある種としては、ツミヤマイマイ（三次市甲奴）とナガオカモノアラガイ（三次市吉舎、三良坂）が該当いたしますが、前者は石灰岩地形にのみ生息します。後者は水路の水際等に生息しており、底生動物調査時に留意して調査を行います。

10. 現存植生図に係る記載について【方法書 P55】

植生は、当該地域の生態系や景観を構成する基盤として、気候、地形・地質、土壌条件、分布する植物、動物群集、土地利用（人為的影響）など地域の環境要因との相互関係の結果成立しています。環境アセスメントにおける基本的な地域情報を提供し、現状を把握するための重要な構成要素となっています。したがって、当該地域の環境条件との関係を分かりやすく説明してください。例えば、〇〇群落が分布（生育）している。植生図に示すとおり、自然度〇の植生がみられる、というだけでなく、気候条件、水平・垂直分布を反映した植生帯の位置づけ、個々の群落の特徴、それらの地形や土地利用との関係から見た植生配分などを簡潔にお示し下さい。植生自然度は凡例となっている植物群落を人為的影響のレベルから置換したものですので、植生の種類と関連させて記述すると、本地域の特徴がより分かりやすくなるのではないかと思います。

ご指摘を踏まえ、準備書においては、以下のとおり記載します。

方法書 P55

(b) 植 生

「1/25,000 現存植生図（自然環境情報 GIS 提供システム）」（令和 6 年 8 月閲覧、生物多様性センターwebsite）によると、対象事業実施区域及びその周囲の植生の状況は図 3.1.5-2 及び図 3.1.5-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の丘陵地には、アカマツ二次林（アカマツ群落（Ⅶ））とコナラ二次林（コナラ群落（Ⅶ））が広く分布している。「3.1.4 地形及び地質の状況」で示したように、対象事業実施区域及びその周囲の地質は、主に流紋岩質岩石である。流紋岩地域ではアカマツ林が優勢しやすい。さらに地形的にみると、尾根の痩せた立地にアカマツ二次林が、斜面下部の湿った立地にコナラ二次林が分布する傾向にあり、対象事業実施区域及びその周囲の植生は、地質や地形の特徴を反映した植生分布となっている。

これらの二次林以外では、河川沿いには水田雑草群落などがみられる他、スギ・ヒノキ・サワラ植林や竹林などが分布している。また、対象事業実施区域は、土地利用によるゴルフ場・芝地の占める面積が多く、コースの間に樹林としてコナラ二次林（コナラ群落（Ⅶ））、スギ・ヒノキ・サワラ植林などが分布している。

対象事業実施区域及びその周囲の植生の植生自然度は、図 3.1.5-4 及び図 3.1.5-5 に示すとおりである。植生自然度の区分基準を表 3.1.5-13 に示し、その区分基準に該当する植生図の凡例を表 3.1.5-14 に示した。

気候的には、対象事業実施区域の周囲は暖温帯に位置しており、潜在自然植生はスダジイ、アラカシ等の常緑広葉樹を中心とした照葉樹林であるが、既存資料調査によると、植生自然度 8 または 9 に相当する照葉樹林等は確認されていない。対象事業実施区域及びその周囲のアカマツ二次林及びコナラ二次林は、照葉樹林の代償植生として、植生自然度 7 に位置づけられる。

なお、対象事業実施区域の周囲では、美波羅川と馬洗川の一部には、河川植生である植生自然度 9 のヤナギ低木群落（Ⅳ）、植生自然度 10 のツルヨシ群集が分布する他、低地に植生自然度 1 の市街地が存在する。

11. 植物の重要な種及び重要な植物群落等の分布について【方法書 P60～63】

重要な種及び重要な群落は、法律、RDB、特定植物群落、指定植物などで指定されているものだけでなく、経産省環境影響評価の手引き第4章3植物・植生に関する調査項目にあるように、「⑦その他地域特性上重要と考えられるもの」に関してもご検討ください。例えば、その地域に残されている落葉広葉樹林のほとんどが里山の二次林で、森林の自然植生が残されていない場合、特にそれが都市郊外など自然が残されておらずその二次林がその地域で最も植生自然度が高い植生であれば、その植生はその地域における最も発達した生態系と評価した方が環境保全上の配慮事項とした方がよいのではないかというような場合です。

里山などの二次林は、種類数上の生物多様性が高く、貴重種が生育していることも多い環境ですので、準備書に向けた現地調査では、そのようなことも念頭に置いていただければと思います。

承知しました。現地調査では、「その他地域特性上重要と考えられる」群落および植物についても、留意して調査します。

12-1. 農業用ため池について【方法書 P96～97】

対象事業実施区域の周囲には多くの農業用ため池が点在していますが、対象事業実施区域内の雨水はこれらの池に流入しているのでしょうか？ これらのため池がゴルフ場の調整池や沈砂池のような役割をはたしているのかという観点からお訊きしています。

対象事業実施区域の周囲の農業用ため池への対象事業実施区域内の雨水の流入状況は別添資料 1 に示すとおりです。No.5 のご回答と合わせてご確認ください。

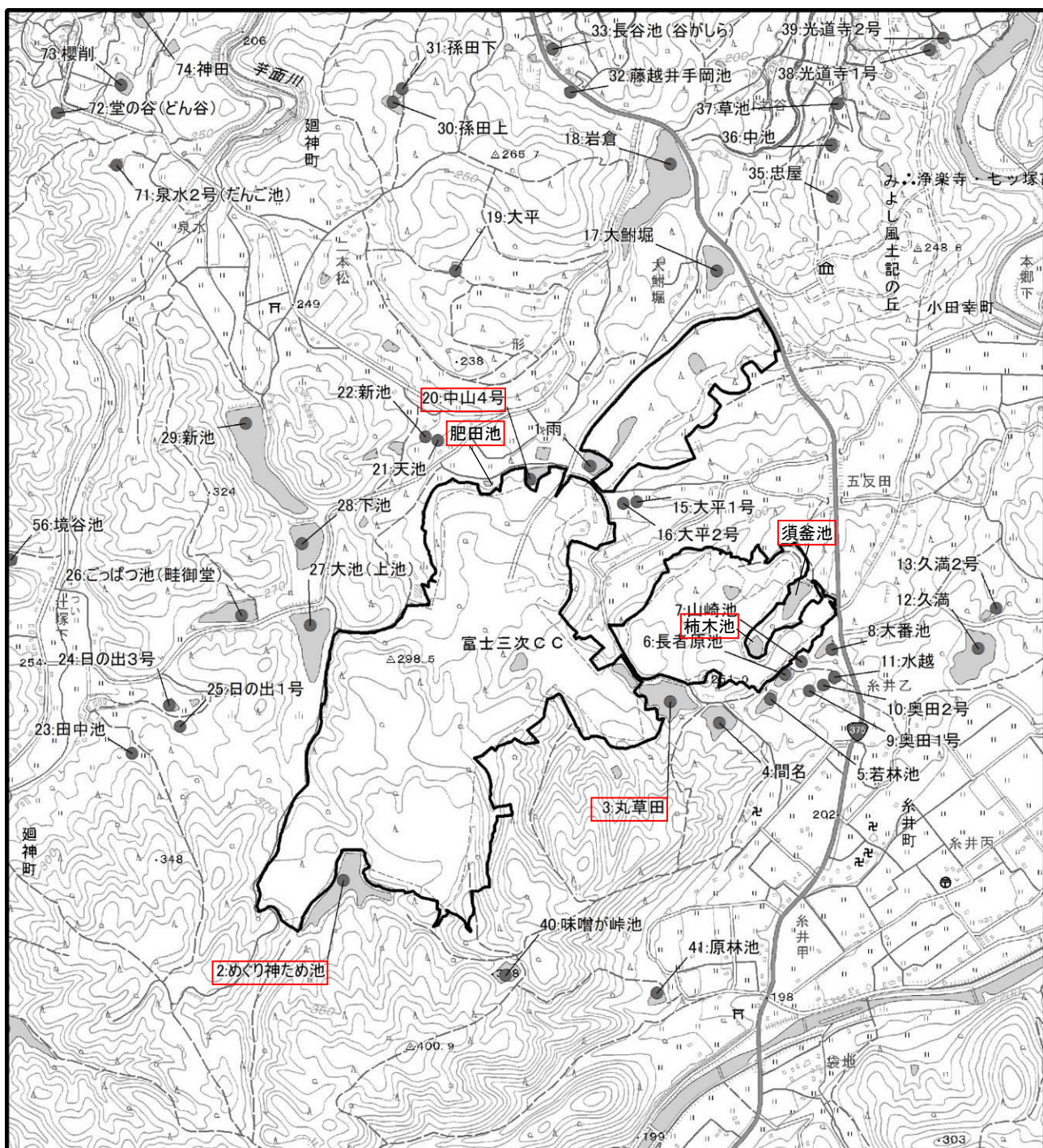
12-2. 農業用ため池について【方法書 P96～97】

水質調査地点 WP01 を通る水は、複数のため池を経て池の内川に注いでいるとの理解でよいのでしょうか？

ゴルフ場からの雨水排水が農業用ため池に注いでいる池があればお示し下さい。

WP01 は主にめぐり神ため池を経て下流河川に流入しています。

また、ゴルフ場からの雨水排水が流入するため池は、図 12 に示すとおり、対象事業対象区域内の池と区域外の柿木池、須釜池、丸草田池、中山 4 号、肥田池、めぐり神ため池にゴルフ場からの水が流入しています。



凡例

□ 対象事業実施区域

● 農業用ため池



※図中番号は表 3. 2. 3-3 に対応する。

出典：「農業用ため池の公表データベース」（令和 6 年 8 月閲覧、広島県 website、<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/90/tameike-database.html>）

「三次市ため池ハザードマップ」（令和 6 年 8 月閲覧、三次市 website、<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/30/1730.html>）

「広島県ため池マップ」（令和 6 年 8 月閲覧、広島県 website、<https://www2.wagmap.jp/pref-hiroshima/Portal>）

「全国農業用ため池マップ」（令和 6 年 8 月閲覧、全国 Q 地図 website、<https://info.qchizu.xyz/qchizu/tile/tile-pond/>）

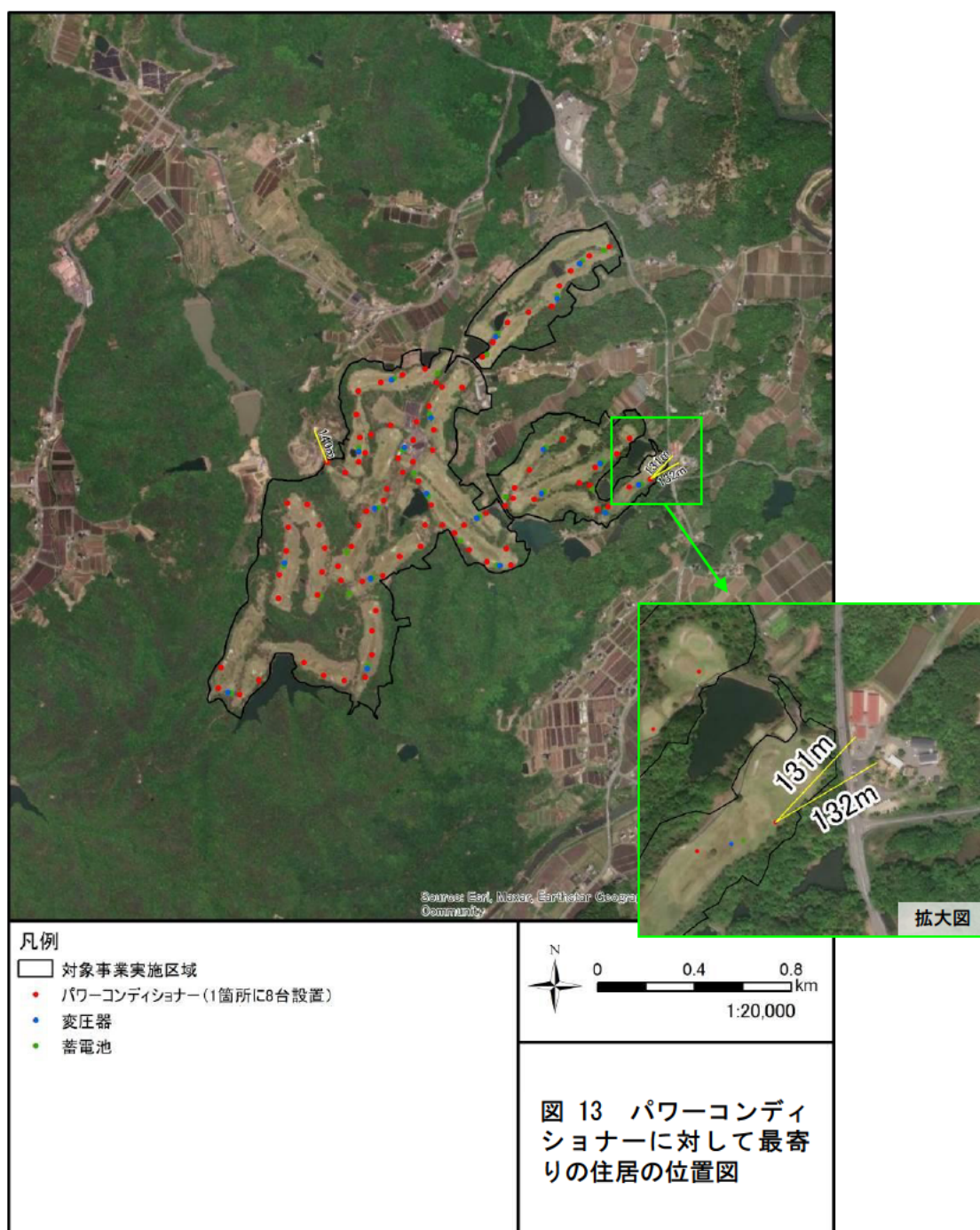
図 12 農業用ため池
の状況（拡大図）

※方法書 P. 97 図 3. 2. 3-3(2) 抜粋

13. パワーコンディショナーからの最寄りの住居について【方法書 P107】

パワーコンディショナーに対して最寄りの住居の位置と距離を示してください。

パワーコンディショナーに対して最寄りの住居は図 13 に示すとおりであり、対象事業実施区域東部の国道 375 号近くに設置予定のパワーコンディショナーが住居と最も近く、およそ 131m となります。



14. 重要な地形及び地質の環境影響評価項目の選定について【方法書 P243】

典型地形である「世羅台地」も重複面積が0.07%とわずかであること、ゴルフ場は改変が行なわれていることなどは、改変区域との重複の図示も含めて準備書で証拠を明示すべきではないでしょうか？そのためには項目として選定すべきだと思いますがいかがでしょうか？評価手法としては現地によらず、過去の地形図の参照や接峰面図の作成などで対応可能かと思います。

方法書においては、第2章（事業特性）にお示しするとおり、ゴルフ場跡地のかつてのフェアウェイに対して、太陽電池等（パネル等）を地なりに配置する計画であり、現時点で想定する改変範囲もP17図2.2-6(1)に示す盛土範囲とする範囲であり、わずかとなります。また、第3章 P42図3.1.4-3には「世羅台地」をお示ししています。

これらを判断根拠として、最大として対象事業実施区域と「世羅台地」の重複を踏まえても、その割合は0.07%程度であること、対象事業実施区域は既改変地であるゴルフ場であり、現状の地形をできる限り活用する計画であり、上述のとおり、改変面積はさらに小さくなることから、「発電所アセス省令」第21条第4項に定める「第1号：参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合」に該当すると考え、環境影響評価項目として選定しておりませんでした。

ご指摘を踏まえまして、準備書段階においては、その時点の事業計画を基に、環境影響評価項目としての選定を検討するとともに、既存資料を用いながら、その根拠を丁寧にお示しするようにいたします。

15-1. 水質調査地点について【方法書 P263～264】

【A顧問】

対象事業実施区域内の水路や流路と調査地点の川筋との関係が分かるような図面として下さい。また、調査地点の集水域が明示されていると設定根拠が明確になります。

【B顧問】

水質調査点が5点設定されていますが、この図からは改変区域からの排水の流れとの関係性が理解できません。各調査地点の集水域を図示するとともに、調査点がどのような場所に設定されているかが分かるような拡大図や説明を追加してください。

【C顧問】

各水質調査地点から青色で記載された対象河川までの流路を明示してください。

対象事業実施区域内の水路や流路と調査地点の川筋との関係及び調査地点の集水域は別添資料 1 に示すとおりです。

15-2. 水質調査地点について【方法書 P263～264】

WP01 等の水質調査地点は、対象事業実施区域から流出する複数の水路が合流した位置にあります。これらの上流側の水路には常に水が流れているのでしょうか？ 調査地点や上流側の水路の写真があれば参考のために提示して下さい。

対象事業実施区域内に降った降雨は、地表面を流下したり雨水集水枡や池を経由したりして外部の水路や河川へと流れます。工事中および施設稼働後を対象として、対象事業実施区域内の水の濁りをどの様に評価するのかお示し下さい。

水質調査地点の状況写真は表 15 にお示しするとおりです。

WP05 以外については、常時水の流れがあり、WP05 はまとまった降雨時はため池からの排水があるものと認識しています。

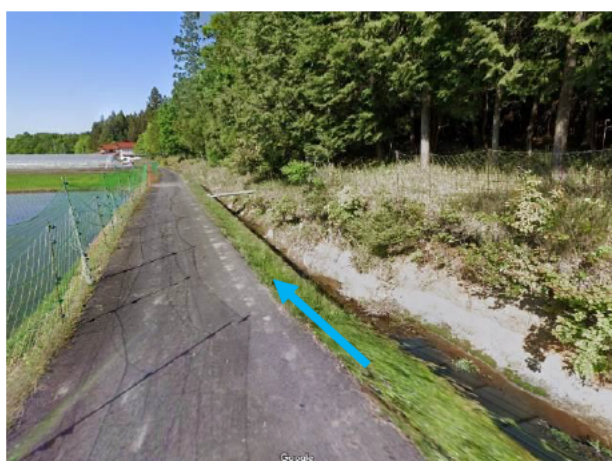
工事中および施設稼働後ともに、土地被覆状況に応じて雨水流出量を算出した上で、沈砂枡による滞留を考慮し、雨水排水の浮遊物質濃度を算出し、調査地点における浮遊物質濃度の変化の程度を予測します。その結果を踏まえて、必要な環境保全措置を検討し、評価を行います。

表 15(1) 各調査地点の状況写真（左：調査地点から下流方向、右：調査地点から上流方向）

WP01



WP02



WP03



表 15(2) 各調査地点の状況写真（左：上流側から撮影、右：下流側から撮影）

WP04



WP05



16. 過去の斜面崩壊等の有無について【方法書 P266】

対象事業実施区域内において、土地造成あるいは樹木伐採を計画している箇所があればお示し下さい。

過去の造成等により斜面崩壊・地滑り・土砂流出などが発生した箇所あるいは発生が懸念される箇所があればお示し下さい。

土地造成（切土、盛土）範囲は限定された範囲で、P17（図 2.2-6(1)）の「雨水排水施設等計画図（工事中）」に示しております。伐採計画図は別添資料 2 に示します。

P177 の「図 4.3.2-4 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害計画区域の状況」に示すとおり、対象事業実施区域内に該当する箇所はございません。また、ゴルフ場運営時の関係者へのヒアリングにおいては営業を止めるような斜面の崩壊等は無かったと聞いており、開業以来約半世紀を経過して安定的な基盤を形成していると推察されます。

17. 希少猛禽類調査地点の地上視野について【方法書 P281】

地上視野だと一部書ける地点があるようですが、上空視野は調査定点で対象事業実施区域の範囲を網羅できていますか？

上空視野は調査定点で対象事業実施区域の範囲を網羅できています。準備書で上空視野を記載します。

18. 魚類・底生動物調査地点について【方法書 P283】

事業実施区域内の池の一部が直接改変される可能性がある（P. 200）とのことですが、設定された魚類・底生動物調査地点は改変可能性のある水域を網羅していますか。

方法書作成段階では池の一部が直接改変される可能性もありましたが、現時点では、池は改変しない計画として検討を進めています。

19. 魚類調査に係る環境 DNA 調査について【方法書 P283～284】

魚類調査に捕獲調査と環境 DNA 調査を併用されているのは良いと思いますが、環境 DNA 調査の検出度を知るためにも、捕獲調査を行う地点では環境 DNA 調査も行う方が望ましいと思います。ご検討ください。

魚類の捕獲調査を行う地点では、環境 DNA 調査を併用します。

20. 植生調査時期について【方法書 P287】

調査期間が植物相と植生とでは回数が異なりますが、植生には春季相植物のように限られた季節のみにみられる植物が特徴的なものもあり、植部物相調査の時に植生調査適地を見出すこともあるので、植生調査の回数や時期に関しては臨機応変にご対応ください。

ご助言、承知しました。植生調査の実施は、特定の回数や時期に限定せず、現地の状況に応じて、適宜、臨機応変に設定します。

21. 植生調査方法の記載について【方法書 P287】

植生の調査方法欄の「コドラート法は、各植物群落. . .」ですが、ブラウーンブランケ法はコドラート調査を含みますので、「コドラート法は」とすると別の方法のようにも読み取れますので、その部分は削除した方が文章はすっきりします。

ご指摘を踏まえ、以下のとおり、修正しました。

表 6.2.1-20 植物に係る調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間等
植物相	シダ植物以上の維管束植物を対象として、調査範囲を任意に踏査する。調査は調査範囲内の環境類型区分を踏まえ、樹林、草地等の各環境類型の植物相を把握できるような踏査ルートの設定に努める。重要な種が確認された場合は、確認位置、確認個体（株）数及び生育環境を記録するとともに、位置情報の取得に努める。	5 季（早春季：3 月下旬から 4 月中旬、春季：4 月下旬～5 月、初夏：6 月、夏季：7 月～8 月、秋季：9 月下旬～11 月上旬）
植生	既存資料、空中写真判読を参考に現地を踏査し、植生や土地利用の状況によって植物群落を区分した現存植生図を作成する。 植生図で区分された植物群落について、ブラウーンブランケ法により、その特徴の把握を行う。コドラート法は、各植物群落を代表する箇所においてコドラートを設置し、群落内の各階層（高木層、草本層等）に出現する植物種の種名、被度・群度等を記録する。この際、群落の階層構造を記録するため、断面模式図を作成するとともに、コドラート内の写真撮影を行う。	2 季（夏季：7 月～8 月、秋季：9 月下旬～11 月上旬）

22. 植生調査地点について【方法書 P289】

植生調査地点は現地の状況に応じて柔軟に対処するという意味で地点が明示されていないと考えてよろしいですか？その場合、特に対象事業実施区域内の水辺の希少な群落などがある場合は重点的に調査するようにしてください。

ご指摘のとおり、植生調査地点は、現地の状況を踏まえて調査地点を設定する方針です。水辺の抽水植物群落や浮葉植物群落等は特に留意して確認し、植生調査地点を設定いたします。

23. 餌資源量調査結果の示し方について【方法書 P292】

カラ類とホオジロでは採餌場所が異なりますので、餌資源量の調査では採餌場所を考慮した定量調査を行ない、分かりやすく結果を示すようにしてください。

カラ類とホオジロの餌資源調査につきましては、環境類型区分ごとに定量調査を実施し、分かりやすく結果をお示しします。

24. 生態系典型性注目種の予測について【方法書 P292】

生態系に係る注目種のうち、典型性の観点からカラ類またはホオジロのどちらかを現地での出現状況により選定するとされていますが、カラ類とホオジロでは、利用環境や餌資源は一部重複するものの、かなり異なります。テリトリーマッピングや餌量調査の調査方法や調査地点はどちらも注目種に選定されても対応できるように計画されているようですが、選定された注目種がどのような環境をよく利用するか考慮して影響予測するようにしてください。

カラ類とホオジロの餌資源調査につきましては、環境類型区分ごとに調査を実施します。生態系に係る注目種の選定につきましては、調査結果を基に対象事業実施区域を代表する種を選定する予定です。

25. 景観調査地点について【方法書 P301】

南側の山芋(可視領域)辺りには対象事業実施区域を眺望できるような地点は存在しないでしょうか？

ご指摘の対象事業実施区域南側の山芋について、方法書 P. 71～74 に示すとおり、不特定多数の利用が想定される主要な眺望点の確認はありませんでした。また、合わせて、三次市市役所、地元のコミュニティセンター（2 箇所、田幸地区、神杉地区）にも主要な眺望点、日常的視点場を確認しましたが、対象事業実施区域南側の山芋の周辺については特段のご意見はいただいております。

26-1. クラブハウスの撤去について【方法書 P305】

クラブハウス等の既存の建物の撤去工事は本事業に含まれるのでしょうか？

クラブハウス等の既存の建物の撤去工事は本事業に含まれます。そのため、方法書 P12 に記載の「表 2.2-6 工事工程の概要(予定)」については、下記のとおり、訂正いたします。また、準備書段階において、その時点での事業計画に基づき、適切に記載いたします。

表 2.2-6 工事工程の概要(予定)

工事工程	年 月	1 年目		2 年目		3 年目	
		1	12		24		36
建設工事							
解体工事（クラブハウス等）							
試験運転開始							
商業運転開始							

26-2. クラブハウスの撤去について【方法書 P305】

既存の建物の撤去工事の内容を工事工程（表 2.2-6）の他に産業廃棄物（表 6.2.1-31）へも反映して下さい。

ご指摘の点ですが、クラブハウス等の既存の建物の撤去工事は工事中に実施するため、「表 6.2.1-30 調査、予測及び評価の手法（造成等の施工による一時的な影響に係る産業廃棄物）」を以下のとおり、修正いたします。

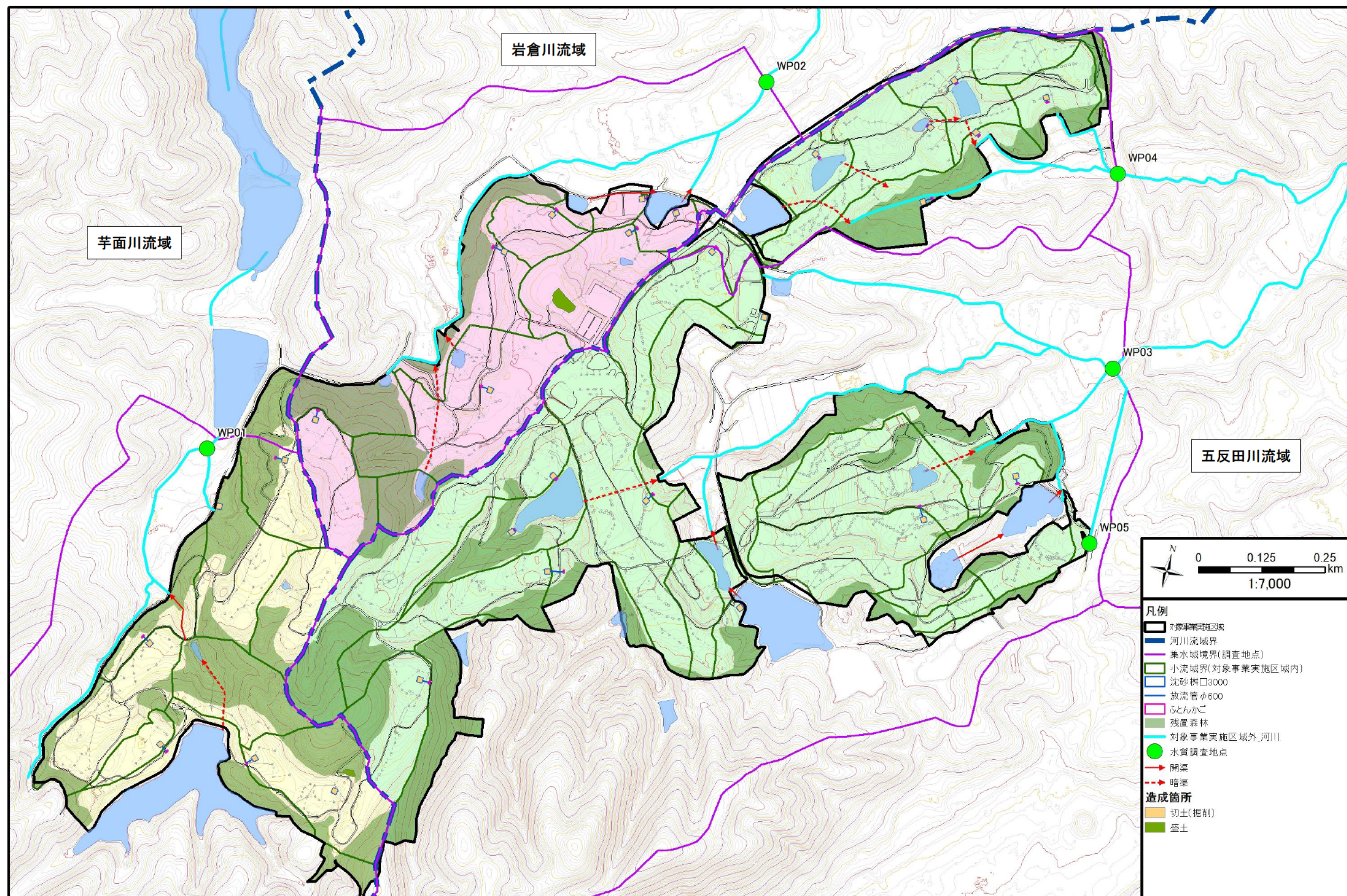
表 6.2.1-30 調査、予測及び評価の手法（造成等の施工による一時的な影響に係る産業廃棄物）

項		目	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境要素の区分		影響要因の区分		
廃棄物等	産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	1 予測の基本的な手法 環境保全のために講じようとする対策を踏まえて、産業廃棄物の種類（木くず、廃プラスチック類、紙くず等（クラブハウス等の撤去工事を含む））ごとの排出量を把握・予測する。	廃棄物等に係る環境影響を適切かつ効果的に把握できる手法とした。
			2 予測地域 対象事業実施区域とする。	廃棄物等に係る環境影響が想定される地域とした。
			3 予測対象時期等 工事中の期間とする。	廃棄物等に係る環境影響が想定される時期とした。
			4 評価の手法 (1)環境影響の回避、低減に係る評価 予測の結果に基づいて、産業廃棄物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価する。	評価については、回避・低減に係る手法とした。

27. 自然共生事例について【方法書概要説明資料 P13】

本スライドにある 6 枚の写真のうち、ニシキウツギ類とニガイチゴは先駆的な林縁植物で、不安定な植生を指標するものです。この写真は、これらがどのようなところに生えているのかも分かりません。発電機敷設後に植生遷移の初期植生が生育し始めたという意味であればよいですが。また、キツネがいる草原はヒメジョオンでその右隣のスライドはヒメジョオンの接写写真です。ヒメジョオンどこにでもあるものですが外来種ですし、説明に「新たに増えた種」とありますので、自然共生を表現するには適切ではない気がします。外来種との共生も一つのテーマではありますが、いずれにしろ、これらの写真をどのように捉えたらよいか戸惑いましたので、簡単な説明が要るかと思います。

方法書概要説明資料で使用した写真は、当社の他事業地で撮影した写真であり、特に、外来種や林縁の環境に主眼をおいたものではございません。他事業地においても、ゴルフ場跡地に太陽光発電所を設置しているため、林縁的な環境や身近な外来植物が多い状況ですが、太陽光パネルの下にアスファルトを敷いたり、除草剤を使用して裸地化したりせず、人力による伐採を実施し、発電所建設前の緑地の環境をできる限りそのまま活用して治水に最大限寄与するといった主旨で、既発電所のありふれた自然の写真を用いて本資料を提示しています。なお、ご指摘の写真等の方法書概要説明資料 P13 は方法書には記載がないものとなりますが、事業者の取り組み姿勢として掲載させていただいたものとなります。準備書において、これらをお示しする場合には、上記内容に沿って丁寧に記載いたします。





別添資料2 伐採計画図

PROJECT NAME: (仮称) 三次市糸井太陽光発電事業		
TITLE: 伐採計画図	DOC NO: PV-FJMS-PM-D-002	
Version: Rev. 0	2021/10/02	
 パシフィコ・エナジー株式会社		SCALE 1/3000 (A1) 1/6000 (A3)